

三十六 第 68 条の 68 《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(土地類似株式等の判定)</p> <p>68 の 68(1)-18 ……………</p> <p>……………<u>発行済株式又は出資</u> (当該発行人が有する自己の株式等を除く。以下「発行済株式等」という。)の<u>総数又は総額</u>の……………<u>株式等の数又は金額</u>の合計が、当該発行人の<u>発行済株式等の総数又は総額</u>の 100 分の 5 に当該連結事業年度の月数を乗じてこれを 12 で除して計算した<u>数又は金額</u>以上である……………</p> <p>(留) ……………</p> <p>(総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算)</p> <p>68 の 68(1)-19 ……………</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数又は金額}} \times \frac{\text{発行人の発行済株式等の総数又は総額}}{\text{発行法人が有する負債の金額 (退職給付引当金の額を含む。)}}$ <p>(新築した建物を土地等と同時に譲渡した場合の対価の計算)</p> <p>68 の 68(2)-4 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(留) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>3 ……………<u>措置法規則第 22 条の 63 第 1 項第 4 号ロ(1)及び(2)</u>……………</p> <p>……………<u>同号ロ(1)及び(2)</u>……………</p>	<p>(土地類似株式等の判定)</p> <p>68 の 68(1)-18 ……………</p> <p>……………<u>発行済株式又は出資</u> (当該発行人が有する自己の株式等を除く。以下「発行済株式等」という。)の<u>総数</u>の……………<u>株式等の数の合計</u>が、当該発行人の<u>発行済株式等の総数</u>の 100 分の 5 に当該連結事業年度の月数を乗じてこれを 12 で除して計算した<u>数</u>以上である……………</p> <p>(留) ……………</p> <p>(総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算)</p> <p>68 の 68(1)-19 ……………</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数}} \times \frac{\text{発行人の発行済株式等の総数}}{\text{発行法人が有する負債の金額 (退職給与引当金の額を含む。)}}$ <p>(新築した建物を土地等と同時に譲渡した場合の対価の計算)</p> <p>68 の 68(2)-4 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(留) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>3 ……………<u>措置法規則第 22 条の 63 第 1 項第 4 号ロ(1)から(4)まで</u>……………</p> <p>……………<u>同号ロ(1)から(4)まで</u>……………</p>

(圧縮記帳に係る積立金がある土地等の帳簿価額)

68 の 68(3)-1 積立金
..... 積立金
(注) 積立金 積立て

(構築物の耐用年数の判定)

68 の 68(5)-7 措置法令第 38 条の 4 第 10 項第 1 号イ
.....

(代行買収により代替地が買い取られる場合の除外規定の不適用)

68 の 68(5)-11
..... 措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 3 号

(収用対償地の買取りに係る契約方式)

68 の 68(5)-12
..... 措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 3 号
(1)
(2)

(地方公共団体の出資又はきよ出により設立された法人の意義)

68 の 68(5)-13 措置法令第 38 条の 4 第 12 項第 2 号イ
.....

(圧縮記帳に係る引当金等がある土地等の帳簿価額)

68 の 68(3)-1 引当金又は積立金
..... 引当金又は積立金
(注) 引当金又は積立金 繰入れ又は積立て
.....

(構築物の耐用年数の判定)

68 の 68(5)-7 措置法令第 38 条の 4 第 11 項第 1 号イ
.....

(代行買収により代替地が買い取られる場合の除外規定の不適用)

68 の 68(5)-11
..... 措置法令第 38 条の 4 第 12 項第 3 号

(収用対償地の買取りに係る契約方式)

68 の 68(5)-12
..... 措置法令第 38 条の 4 第 12 項第 3 号
(1)
(2)

(地方公共団体の出資又はきよ出により設立された法人の意義)

68 の 68(5)-13 措置法令第 38 条の 4 第 13 項第 2 号イ
.....

改 正 後	改 正 前
(建築面積等の意義)	(建築面積等の意義)
68 の 68(5)-15措置法令第 38 条の 4 第 18 項第 2 号ロ.....	68 の 68(5)-15措置法令第 38 条の 4 第 19 項第 2 号ロ.....
(床面積の 4 分の 3 以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)	(床面積の 4 分の 3 以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであるかどうかの判定)
68 の 68(5)-25措置法令第 38 条の 4 第 27 項第 3 号.....	68 の 68(5)-25措置法令第 38 条の 4 第 28 項第 3 号.....
(一の住宅の意義等)	(一の住宅の意義等)
68 の 68(5)-29措置法令第 38 条の 4 第 29 項..... (註)	68 の 68(5)-29措置法令第 38 条の 4 第 30 項..... (註)
(併用住宅の場合)	(併用住宅の場合)
68 の 68(5)-30 (註)措置法令第 38 条の 4 第 29 項.....	68 の 68(5)-30 (註)措置法令第 38 条の 4 第 30 項.....
(床面積の意義)	(床面積の意義)
68 の 68(5)-31措置法令第 38 条の 4 第 27 項第 3 号、同項第 4 号、 <u>同条第 29 項第 1 号</u>	68 の 68(5)-31措置法令第 38 条の 4 第 28 項第 3 号、同項第 4 号、 <u>同条第 30 項第 1 号</u>
(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)	(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)

<p>68 の 68(6)-6措置法令第 38 条の 4 第 35 項第 1 号.....</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68 の 68(6)-7措置法令第 38 条の 4 第 35 項第 1 号及び第 2 号.....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>68 の 68(6)-8措置法令第 38 条の 4 第 35 項第 1 号及び第 2 号.....</p> <p>(注)</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>68 の 68(6)-10措置法令第 38 条の 4 第 31 項又は第 32 項..... 同条第 30 項.....</p> <p>(注)</p>	<p>68 の 68(6)-6措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 1 号.....</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68 の 68(6)-7措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 1 号及び第 2 号.....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>68 の 68(6)-8措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 1 号及び第 2 号.....</p> <p>(注)</p> <p>(開発許可等を受けることができると見込まれる日の認定)</p> <p>68 の 68(6)-10措置法令第 38 条の 4 第 32 項又は第 33 項..... 同条第 31 項.....</p> <p>(注)</p>
--	--

三十七 第 68 条の 69 《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(措置法第 29 条の適用がある場合の譲渡利益金額の通算の特例)</p> <p>68 の 69(1)-2短期所有土地等（措置法第 68 条の 69 第 2 項第 1 号の規定の適用を受ける土地等の譲渡に係る土地等をいう。以下同じ。）.....</p>	<p>(措置法第 29 条の適用がある場合の譲渡利益金額の通算の特例)</p> <p>68 の 69(1)-2短期所有土地等（措置法令第 39 条の 98 第 1 項第 4 号に規定する短期所有土地等をいう。以下同じ。）.....</p>

改正後

(土地類似株式等の判定)

68の69(1)-19
発行済株式又は出資（当該発行人が有する自己の株式等を除く。以下「発行済株式等」という。）の総数又は総額の株式等の数又は金額の合計が、当該発行人の発行済株式等の総数又は総額の100分の5に当該連結事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した数又は金額以上である.....

(注)

(総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算)

68の69(1)-20

(算式)

$$\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数又は金額}} \times \text{発行法人の発行済株式等の総数又は総額} + \text{発行法人が有する負債の金額(退職給付引当金の額を含む。)}$$

(新築した建物を土地等と同時に譲渡した場合の対価の計算)

68の69(2)-4

(1)

(2)

(注) 1

2

3措置法規則第22条の63第1項第4号ロ(1)及び(2).....

.....同号ロ(1)及び(2).....

改正前

(土地類似株式等の判定)

68の69(1)-19
発行済株式又は出資（当該発行人が有する自己の株式等を除く。以下「発行済株式等」という。）の株式等の数の合計が、当該発行人の発行済株式等の総数の100分の5に当該連結事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した数以上である.....

(注)

(総資産の価額の総額の算定が困難な場合の簡便計算)

68の69(1)-20

(算式)

$$\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数}} \times \text{発行法人の発行済株式等の総数} + \text{発行法人が有する負債の金額(退職給与引当金の額を含む。)}$$

(新築した建物を土地等と同時に譲渡した場合の対価の計算)

68の69(2)-4

(1)

(2)

(注) 1

2

3措置法規則第22条の63第1項第4号ロ(1)から(4)まで...

.....同号ロ(1)から(4)まで.....

<p>(圧縮記帳に係る積立金がある土地等の帳簿価額)</p> <p>68 の 69(3)-1積立金.....</p> <p>.....積立金.....</p> <p>(注)積立金.....積立て.....</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>68 の 69(6)-6</p> <p>.....措置法令第 38 条の 4 第 35 項第 1 号.....</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68 の 69(6)-7</p> <p>.....措置法令第 38 条の 4 第 35 項第 1 号及び第 2 号.....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>68 の 69(6)-8</p> <p>.....措置法令第 38 条の 4 第 35 項第 1 号及び第 2 号.....</p> <p>(注)</p>	<p>(圧縮記帳に係る引当金等がある土地等の帳簿価額)</p> <p>68 の 69(3)-1引当金又は積立金.....</p> <p>.....引当金又は積立金.....</p> <p>(注)引当金又は積立金.....繰入れ又は積立て.....</p> <p>(取得の日の引継ぎの特例の適用を受ける土地等の区分)</p> <p>68 の 69(6)-6</p> <p>.....措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 1 号.....</p> <p>(土地等以外の資産がある場合の取得日)</p> <p>68 の 69(6)-7</p> <p>.....措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 1 号及び第 2 号.....</p> <p>(取得日の異なる土地等がある場合の区分)</p> <p>68 の 69(6)-8</p> <p>.....措置法令第 38 条の 4 第 36 項第 1 号及び第 2 号.....</p> <p>(注)</p>
--	---

三十八 第 68 条の 70～第 68 条の 73 (収用等の場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)</p> <p>68 の 70(2)-25</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)</p> <p>68 の 70(2)-25</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>……………<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第43条</u>……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(特別勘定に経理した後に資産の取壊し等をした場合の調整)</p> <p>68の70(3)-13 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>……………<u>措置法第68条の71第13項各号</u>……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</p> <p>68の70(3)-22 <u>措置法第68条の71第11項及び第12項</u>……………</p>	<p>……………<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第44条</u>……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(特別勘定に経理した後に資産の取壊し等をした場合の調整)</p> <p>68の70(3)-13 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>……………<u>措置法第68条の71第12項各号</u>……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</p> <p>68の70(3)-22 <u>措置法第68条の71第11項</u>……………</p>

三十九 第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>68の75-16 <u>削 除</u></p>	<p><u>(特定商業集積を構成する施設を設置する事業の範囲)</u></p> <p>68の75-16 <u>措置法第68条の75第1項に係る措置法第65条の4第1項第12号ロに規定する事業が措置法令第39条の5第20項第2号ロ又はハに規定する要件に該当するかどうかの判定については、次のことは次による。</u></p> <p>(1) <u>同号ロに規定する土地の面積の合計が1ヘクタール以上であるかどうかは、一の同意基本構想（措置法第65条の4第1項第12号ロに規定する同意基本構想をいう。以下同じ。）において特定施設とともに特定商業集積を構</u></p>

成する施設を設置する事業が2以上あるときは、その全部の事業により設置される特定商業集積（特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第3条第1項に規定する特定商業集積をいう。）を構成する施設の用に供される土地の面積の合計による。

(2) 措置法令第39条の5第20項第2号ハに規定する同意基本構想に係る事業が連携集積活性化事業資金の貸付けを受けて行われるものであるかどうかは、一の同意基本構想において特定施設とともに特定商業集積を構成する施設を設置する事業が2以上あるときは、当該事業の全部又は当該事業のうちいずれかの事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号又は第4号に掲げる業務（同項第3号ロ又はハに掲げる事業又は業務に係るものに限る。）に係る資金の貸付けを受けて行われるものであるかどうかによる。

四十 第68条の78～第68条の80《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>（所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用）</p> <p>68の78(1)-22 ……………</p> <p style="padding-left: 2em;">同表の第16号の上欄……………</p> <p>④ ……………</p> <p style="padding-left: 2em;">……………措置法令第39条の106第28項各号……………</p> <p>68の78(1)-25 削除</p>	<p>（所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用）</p> <p>68の78(1)-22 ……………</p> <p style="padding-left: 2em;">同表の第19号の上欄……………</p> <p>④ ……………</p> <p style="padding-left: 2em;">……………措置法令第39条の106第27項各号……………</p> <p>（市街地整備計画を有している地域）</p> <p>68の78(1)-25 措置法第68条の78第1項の表の第7号の譲渡資産に係る措置法令第39条の7第5項第3号に規定する「地方公共団体が都市計画その他市街地の整備の見地から同号に規定する用途地域に係る用途の区分により市街地を整</p>

改 正 後	改 正 前
	備する計画を有している地域」とは、地方公共団体が市街地整備計画を決定している地域とし、当該市街地整備計画とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の区分の例により区分された土地の利用に関する計画をいい、市町村が決定するものにあつては、都道府県知事との協議を了しているものとする。
(建築面積等の意義)	(建築面積等の意義)
68の78(1)-26 ……措置法第65条の7第1項の表の第11号の上欄… ……………	68の78(1)-26 ……措置法第65条の7第1項の表の第13号の上欄… ……………
(土地の有効利用のための買換え)	(土地の有効利用のための買換え)
68の78(1)-28 ……措置法第65条の7第1項の表の第11号… ……………	68の78(1)-28 ……措置法第65条の7第1項の表の第13号… ……………
(註) ……	(註) ……
(船舶の範囲)	(船舶の範囲)
68の78(1)-31 措置法第68条の78第1項の表の第18号… ……………	68の78(1)-31 措置法第68条の78第1項の表の第21号… ……………
(日本船舶の意義)	(日本船舶の意義)
68の78(1)-32 措置法第68条の78第1項の表の第18号… ……………	68の78(1)-32 措置法第68条の78第1項の表の第21号… ……………
(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)	(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)
68の78(1)-37 …… ……………措置法令第39条の106第12項… ……………	68の78(1)-37 …… ……………措置法令第39条の106第11項… ……………
(1) ……	(1) ……

(2)

(3)

(買換取得資産等の取得の日)

68 の 78(1)-38 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 16 号の上欄……
……………措置法令第 39 条の 106 第 28 項各号……………

(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)

68 の 78(1)-39 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 16 号……………
……
(1)

(2)

(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)

68 の 78(1)-40

……………措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 16 号……………
……

(1)

……………同項の表の第 1 号又は第 16 号の上欄……………

(2)

(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)

68 の 78(1)-41

……………措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 16 号の上欄……………
……………

(2)

(3)

(買換取得資産等の取得の日)

68 の 78(1)-38 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 19 号の上欄……
……………措置法令第 39 条の 106 第 27 項各号……………

(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)

68 の 78(1)-39 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 19 号……………
……
(1)

(2)

(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)

68 の 78(1)-40

……………措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 19 号……………
……

(1)

……………同項の表の第 1 号又は第 19 号の上欄……………

(2)

(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)

68 の 78(1)-41

……………措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号又は第 19 号の上欄……………
……………

改 正 後	改 正 前
<p>(差益割合の計算)</p> <p>68 の 78(3)-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(㊦)</p> <p>.....措置法令第 39 条の 106 第 31 項.....同条第 26 項.....</p> <p>.....</p> <p>(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)</p> <p>68 の 78(3)-2</p> <p>.....措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号から第 16 号まで.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>68 の 78(3)-12</p> <p>.....措置法第 68 条の 10 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 16 から第 68 条の 21 まで、第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで、<u>第 68 条の 29 から第 68 条の 32 まで</u> (同法第 68 条の 30 及び第 68 条の 31 第 1 項を除く。)及び第 68 条の 34 から第 68 条の 36 まで.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(㊦) 1</p>	<p>(差益割合の計算)</p> <p>68 の 78(3)-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(㊦)</p> <p>.....措置法令第 39 条の 106 第 30 項.....同条第 25 項.....</p> <p>.....</p> <p>(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)</p> <p>68 の 78(3)-2</p> <p>.....措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号から第 19 号まで.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>68 の 78(3)-12</p> <p>.....措置法第 68 条の 10 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 16 から第 68 条の 21 まで、第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで及び<u>第 68 条の 29 から第 68 条の 36 まで</u> (同法第 68 条の 30 及び第 68 条の 31 第 1 項を除く。).....</p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(㊦) 1</p>

2中心市街地優良賃貸住宅.....
.....中心市街地優良賃貸住宅.....中心市街地優良
賃貸住宅.....中心市街地優良賃貸住宅.....中心市
街地優良賃貸住宅.....

(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)

68 の 78(3)-13
.....措置法第 68 条の 10 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 16 から
第 68 条の 21 まで、第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29、第 68
条の 32 及び第 68 条の 34から第 68 条の 36 まで.....

(取得指定期間の認定)

68 の 78(4)-1
.....措置法令第 39 条の 106 第 12 項.....

(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)

68 の 78(4)-2
.....措置法令第 39 条の 106 第 12 項.....
(1)
(2)
(3)

(取得指定期間の再延長)

68 の 78(4)-3
.....措置法令第 39 条の 106 第 12 項.....

2特定優良賃貸住宅.....
.....特定優良賃貸住宅.....特定優良賃貸住宅.....
.....特定優良賃貸住宅.....特定優良賃貸住宅.....
.....

(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)

68 の 78(3)-13
.....措置法第 68 条の 10 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 16 から
第 68 条の 21 まで、第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 及び第
68 条の 32 から第 68 条の 36 まで.....

(取得指定期間の認定)

68 の 78(4)-1
.....措置法令第 39 条の 106 第 11 項.....

(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)

68 の 78(4)-2
.....措置法令第 39 条の 106 第 11 項.....
(1)
(2)
(3)

(取得指定期間の再延長)

68 の 78(4)-3
.....措置法令第 39 条の 106 第 11 項.....

改 正 後	改 正 前
<p>(特別勘定を設定した場合の取得資産)</p> <p>68 の 78(4)-7</p> <p>(1) <u>措置法第 65 条の 8 第 16 項又は第 68 条の 79 第 17 項</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>(註)</p>	<p>(特別勘定を設定した場合の取得資産)</p> <p>68 の 78(4)-7</p> <p>(1) <u>措置法第 65 条の 8 第 15 項又は第 68 条の 79 第 16 項</u>.....</p> <p>(2)</p> <p>(註)</p>
<p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>68 の 78(4)-8</p>	<p>(取得をする見込みである資産に係る書類)</p> <p>68 の 78(4)-8</p>

付 表

特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた
場合の取得予定資産の明細書

連 事 年	結 業 度	.	.	法人名	
法人の所在地					
譲 渡 資 産 の 明 細	種 類	1	特 別 勘 定 金 額 の 計 算	特別勘定として 経理した金額	5
	所 在 地	2		繰入限度超過額	6
	規 模	3		特別勘定金額 (5)-(6)	7
	譲 渡 年 月 日	4		年 月 日	
措置法第68条の78 第1項の表の 該当号		8	措 置 法 第 号 該 当	措 置 法 第 号 該 当	措 置 法 第 号 該 当
取 得 予 定 資 産 の 明 細	種 類	9			
	構 造	10			
	所 在 地	11			
	規 模	12			
	取 得 予 定 年 月 日	13	年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項					

付 表

特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた
場合の取得予定資産の明細書

連 事 年	結 業 度	.	.	法人名	
法人の所在地					
譲 渡 資 産 の 明 細	種 類	1	特 別 勘 定 金 額 の 計 算	特別勘定として 経理した金額	5
	所 在 地	2		繰入限度超過額	6
	規 模	3		特別勘定金額 (5)-(6)	7
	譲 渡 年 月 日	4		年 月 日	
措置法第68条の78第 1項の表又は震災特 例法第26条の5第1 項の表の該当号		8	措 置 法 第 号 該 当 震 災 特 例 法 第 号 該 当	措 置 法 第 号 該 当 震 災 特 例 法 第 号 該 当	措 置 法 第 号 該 当 震 災 特 例 法 第 号 該 当
取 得 予 定 資 産 の 明 細	種 類	9			
	構 造	10			
	所 在 地	11			
	規 模	12			
	取 得 予 定 年 月 日	13	年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項					

特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた
場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 68 条の 79 第 1 項（連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）の規定の適用を受けるために、翌期以後に取得をする見込みである買換資産を届け出る場合に使用します。

2

3

4

5

6

7 「措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の該当号 8」には、取得予定資産について適用を受けることとしている表の該当番号を記載します。

8

(1) 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 18 号の下欄.....

(2)

(3)

(4)

9 「その他参考となるべき事項」欄には、取得予定資産の取得予定価額など措置法第 68 条の 78（連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例）の規定の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた
場合の取得予定資産の明細書の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 68 条の 79 第 1 項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 26 条の 6 第 1 項（連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）の規定の適用を受けるために、翌期以後に取得をする見込みである買換資産を届け出る場合に使用します。

2

3

4

5

6

7 「措置法第 68 条の 78 第 1 項の表又は震災特例法第 26 条の 5 第 1 項の表の該当号 8」には、取得予定資産について適用を受けることとしているそれぞれの規定の区分に応じた表の該当番号を記載します。

8

(1) 措置法第 68 条の 78 第 1 項の表の第 21 号の下欄.....

(2)

(3)

(4)

9 「その他参考となるべき事項」欄には、取得予定資産の取得予定価額など措置法第 68 条の 78 又は震災特例法第 26 条の 5（連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例）の規定の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

<p>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</p> <p>68の78(4)-9 措置法第68条の79第11項及び第12項……………</p> <p>(法第50条との選択適用)</p> <p>68の78(5)-1 ……………</p> <p>……………措置法令第39条の106第48項……………</p>	<p>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</p> <p>68の78(4)-9 措置法第68条の79第11項……………</p> <p>(法第50条との選択適用)</p> <p>68の78(5)-1 ……………</p> <p>……………措置法令第39条の106第46項……………</p>
--	--

四十一 第68条の82及び第68条の83《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</p> <p>68の82-7 措置法第68条の83第12項及び第13項……………</p>	<p>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</p> <p>68の82-7 措置法第68条の83第12項……………</p>

四十二 第68条の84及び第68条の85《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</p> <p>68の84-16 措置法第68条の85第12項及び第13項……………</p>	<p>(特別勘定の金額が1,000万円未満のものであるかどうかの判定)</p> <p>68の84-16 措置法第68条の85第12項……………</p>

四十三 第68条の85の3《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第68条の85の3《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係</u></p>	<p>(新 設)</p>

(遊休資産の交換)

68 の 85 の 3-1 措置法第 68 条の 85 の 3 第 1 項又は第 4 項の規定は、現に事業の用に供していない固定資産について同条第 1 項に規定する交換をした場合にも適用があることに留意する。

(ロ) 措置法第 68 条の 85 の 3 の規定は、法第 2 条第 20 号に規定する棚卸資産については適用がないのであるが、不動産売買業を営む連結法人の有する土地で、当該連結法人が使用し、若しくは他に貸し付けているもの（販売の目的で所有しているもので、一時的に使用し又は他に貸し付けているものを除く。）又は当該連結法人が具体的な使用計画に基づいて使用することを予定し相当の期間所有していることが明らかなものは、棚卸資産に該当しない。

(交換の対象となる隣接する土地の範囲)

68 の 85 の 3-2 措置法第 68 条の 85 の 3 第 1 項に規定する隣接する土地には、立木その他独立して取引の対象となる土地の定着物は含まれないのであるが、その土地が宅地である場合には、庭木、石垣、庭園（庭園に附属する亭、庭内神し（祠）その他これらに類する附属設備を含む。）その他これらに類するもののうち宅地と一体として交換がされるもの（建物及びこれに附属する設備並びに構築物に該当するものを除く。）は含まれる。

(特定普通財産の上に存する権利)

68 の 85 の 3-3 措置法第 68 条の 85 の 3 第 1 項に規定する「特定普通財産の上に存する権利」とは、地上権、永小作権、地役権又は土地の賃借権をいい、租鉱権、採石権等のように土地に附帯するものであっても土地そのものを利用することを目的としない権利は含まれないことに留意する。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(交換に伴い特定普通財産とともに金銭以外の資産を取得した場合)

(新 設)

68の85の3-4 措置法第68条の85の3第1項に規定する交換により土地等を譲渡した場合において、その交換に伴い同項に規定する特定普通財産とともに金銭以外の資産を取得したときは、当該資産は同項に規定する交換差金に該当するものとして取り扱う。

(一の所有隣接土地等を交換により譲渡した場合)

(新 設)

68の85の3-5 措置法第68条の85の3第1項に規定する所有隣接土地等(以下「所有隣接土地等」という。)が一の土地等である場合において、同条第1項又は第4項の規定の適用を受けるときには、当該所有隣接土地等の交換については、第68条の80の規定の適用を受けることはできないのであるから留意する。

(2以上の交換取得資産を取得した場合における圧縮限度額の計算)

(新 設)

68の85の3-6 2以上の交換取得資産(措置法第68条の85の3第1項に規定する交換取得資産をいう。以下同じ。)を取得した場合における個々の交換取得資産に係る同項に規定する圧縮限度額は、交換譲渡資産(同項に規定する交換譲渡資産をいう。以下同じ。)の譲渡直前の帳簿価額に当該交換取得資産の取得価額の合計額のうち占める個々の交換取得資産の取得価額の割合を乗じて計算した金額による。

(交換譲渡資産の交換に要した経費)

(新 設)

68の85の3-7 交換譲渡資産に係る措置法第68条の85の3第2項第3号に規定する「交換に要した経費」には、交換に当たり支出した当該交換譲渡資産に係る仲介手数料その他その交換に要した経費の額のほか、土地の交換に関する契約の一環として、又は当該交換のために当該土地の上に存する建物等につき取壊し、除去、移転等(以下「取壊し等」という。)をした場合におけるその

改 正 後	改 正 前
<p>取壊し等により生じた損失の額（当該取壊し等に伴って生ずる発生資材の処分価額を除く。）及びその取壊し等に伴い借家人に対して支払った立退料の額が含まれる。</p>	
<p><u>（2以上の資産の交換をした場合の経費の額の計算）</u></p> <p><u>68の85の3-8 措置法第68条の85の3第2項第3号の規定により交換譲渡資産の帳簿価額に加算すべき交換に要した経費の額を計算する場合において、同時に交換をされた所有隣接土地等が2以上あるときは、当該交換に要した経費の額は、原則として個々の所有隣接土地等につきその交換に要した経費の額を区分して計算するのであるが、個々の所有隣接土地等ごとの区分計算が困難であるときは、個々の所有隣接土地等の価額の比等の合理的な基準によりあん分して計算した金額によることができる。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p><u>（交換に要する経費の支出が遅れる場合の圧縮記帳の計算の調整）</u></p> <p><u>68の85の3-9 連結法人が、交換譲渡資産の交換に要する経費の全部又は一部を当該交換があった日を含む連結事業年度後の連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において支出することとなる場合における措置法第68条の85の3の規定による圧縮記帳の計算については、68の70(3)-9の取扱いに準ずるものとする。</u></p> <p><u>㊦ 68の70(3)-9の取扱いに準じて交換譲渡資産の交換に要する経費の額の見積りをする場合におけるその見積額については、当該交換があった日を含む連結事業年度において未払金に計上することができる。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p><u>（譲渡対価の額等の計算に誤りがあった場合の損金算入額）</u></p> <p><u>68の85の3-10 措置法第68条の85の3第1項又は第4項の規定を適用する場</u></p>	<p>（新 設）</p>

合において、圧縮限度額が連結法人（当該連結法人が連結子法人である場合には、その連結親法人。以下 68 の 85 の 3-10 において同じ。）の申告に係る金額と異なることとなったときにおいても、交換取得資産に係る損金算入額は、連結法人が提出した連結確定申告書等又は同条第 6 項に規定する書類に記載のある交換取得資産につき損金の額に算入した金額を限度とすることに留意する。

四十四 第 68 条の 88（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(発行済株式)</p> <p>68 の 88(1)-1 措置法第 68 条の 88 第 1 項の「発行済株式」には、その株式の<u>払込み又は給付の金額</u>（以下「<u>払込金額等</u>」という。）の全部又は一部について<u>払込み又は給付</u>（以下「<u>払込み等</u>」という。）が行われていないものも含まれるものとする。</p> <p>(直接又は間接保有の株式)</p> <p>68 の 88(1)-2</p> <p>.....<u>払込金額等</u>.....<u>払込み等</u>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(発行済株式)</p> <p>68 の 88(1)-1 措置法第 68 条の 88 第 1 項の「発行済株式」には、その株式の<u>発行価額</u>の全部又は一部について<u>払込み</u>が行われていないものも含まれるものとする。</p> <p>(直接又は間接保有の株式)</p> <p>68 の 88(1)-2</p> <p>.....<u>発行価額</u>.....<u>払込み</u>.....</p> <p>(注)</p>